

公安委員会	国家公安委員会の権限に属する事項の	平成26年10月23日
説明資料No. 1	専決区分の整備（案）等について	総務課

1 趣旨

国家公安委員会の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限に属する事項で国家公安委員会委員長において専決処理することとされたものを含む。以下同じ。）については、国家公安委員会の審議の充実及び行政事務の効率的運営に資するため、また、決裁手続の明確化の観点から、

- 国家公安委員会の決裁が必要な事項
- 警察庁において専決処理する事項

に区分されている。今般、第186回国会において成立した法律に規定された事項等について、新たに専決区分を整備することとする（内閣総理大臣の権限に属する事項については、国家公安委員会委員長において専決処理することにつき承認を得た上で行う。）。

2 概要

(1) 国家公安委員会の権限に属する事項の専決区分の整備（別表1）

以下の事務については、警察庁において専決処理するものとする。

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事業者が講ずべき措置に係る指針に関する内閣総理大臣との協議
- ・ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく市街地の活性化に係る事業等に関する規制について規定する法律、命令の規定の解釈及び市町村への回答
- ・ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に基づく農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針の策定についての農林水産大臣との協議 等

(2) 警察庁における専決区分の整備（別表2）

警察庁長官の権限に属する事項の専決区分についても、法改正等に伴い、整備を行った。

公安委員会
説明資料No. 2

犯罪被害者等給付金の裁定（熊本県・愛知県）に
対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成26年10月23日
給与厚生課

(略)

(略)

1 趣旨

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正に伴い、法に基づく共同命令の一部改正、「基本方針」の変更を行うもの。

2 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正の概要

持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組・創意工夫を推進するため、地方公共団体による地域公共交通網形成計画（法改正前：地域公共交通総合連携計画）の作成等について定めるもの。

本年5月21日に公布。

3 共同命令の一部改正

法に基づく「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令」（内閣府・国土交通省令）について、法改正を受けて所要の改正を行うもの。

4 「基本方針」の変更

- 法に基づき主務大臣（国土交通・総務）が定める「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」を変更するもの。
- 法改正により、「基本方針」は、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めるものとされたこと等を踏まえて変更するもの。
- 主務大臣から国家公安委員会に協議されたところ、異議のない旨回答する予定。

5 今後の予定

11月17日 公布

11月20日 施行

6 その他

高齢者の交通事故防止の観点からも高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大していることを踏まえつつ、地域公共交通網形成計画の作成・実施に関して組織される協議会に積極的に参画し、必要な意見を述べるよう、都道府県警察に対して指導する予定

1 開催日時

- (1) 柔道大会 10月27日(月) 午前9時00分から午後6時00分ころまで
- (2) 剣道大会 10月28日(火) 午前9時00分から午後6時00分ころまで

2 開催場所

日本武道館

3 競技方法・登録選手

(1) 競技方法 (団体戦)

柔道(4分間1本勝負、延長戦なし)、剣道(5分間3本勝負、延長戦3分間(1本勝負))とも都道府県警察に皇宮警察本部を加えた48チームを前回大会の成績により、

第1部 (12チーム 7人制)

第2部 (18チーム 6人制)

第3部 (18チーム 5人制)

に分けて団体戦を実施(裏面参照)

(2) 登録選手 (柔道426名・剣道378名)

ア 第1部	柔道	120名	・	剣道	108名
イ 第2部	柔道	162名	・	剣道	144名
ウ 第3部	柔道	144名	・	剣道	126名

4 前回大会(平成25年度)の優勝チーム

(1) 柔道大会

ア 第1部 ～ 警視庁
イ 第2部 ～ 千葉県警察
ウ 第3部 ～ 宮崎県警察

(2) 剣道大会

ア 第1部 ～ 警視庁
イ 第2部 ～ 長崎県警察
ウ 第3部 ～ 高知県警察

5 表彰

- (1) 柔道、剣道とも各部第3位までのチームを表彰
- (2) 各部の決勝戦に出場したチームの選手で、全試合に出場して全勝した者に全勝賞を授与

6 その他

- (1) 本年度におけるその他の警察術科大会開催日程
11月18日(火) 全国警察逮捕術大会及び全国警察拳銃射撃競技大会
- (2) 柔道・剣道大会とも、大会当日は午後2時30分から部内に中継予定

会計検査院の平成25年度決算検査報告において、「分庁舎等解体撤去工事の予定価格の積算(東北管区警察局)」に関して「不当事項」として、また、「自動車ナンバー自動読取装置の照明用部品の調達等」に関して「処置済事項」として検査結果が掲記され、本年11月上旬頃内閣に送付される見込みである。

1 検査結果の概要

(1) 分庁舎等解体撤去工事の予定価格の積算(東北管区警察局)

東日本大震災により被災した分庁舎等の解体撤去工事において、がれき類の処分費の積算を誤るなど予定価格の積算が適切でないため契約額が割高となっていた。

○割高になっていた契約額 670万円余

(2) 自動車ナンバー自動読取装置の照明用部品の調達等(警察庁)

自動車ナンバー自動読取装置の照明用部品には、平成7年から長寿命であるLEDが使用されているが、管区警察局及び都道府県情報通信部において、必要のない定期交換や実際の障害発生状況等を考慮しない調達が行われており改善の必要がある。

2 警察庁の改善措置

(1) 分庁舎等解体撤去工事の予定価格の積算(東北管区警察局)

警察庁においては、予定価格の積算に関し、契約事務担当者に対する指導・教育、幹部職員等による審査及び監査部門における重点的な監査等の徹底を指示していくこととしている。

(2) 自動車ナンバー自動読取装置の照明用部品の調達等(警察庁)

警察庁においては、管区警察局及び都道府県情報通信部に対し、自動車ナンバー自動読取装置の照明用部品の定期交換を一律に行わないことなどについて指示したほか、今後は、照明用部品の障害発生状況等に基づき適正な調達数を算定・指示することとしたところである。

公安委員会	国家公安委員会委員のシンガポール	平成26年10月23日
説明資料No. 6	共和国への出張結果について	国家公安委員会会務官

高木国家公安委員会委員は、10月13日（月）から16日（木）までの間、シンガポール共和国を訪問し、シンガポール警察庁長官と会談を行うとともに、国際刑事警察機構（ICPO）の付置機関であるIGCIや統合型リゾート（IR）について視察を実施したところ、概要以下のとおり。

1 シンガポール警察庁長官との会談

ウン・ジューヒー・シンガポール警察庁長官と会談。サイバー犯罪対策やカジノが同国の治安に与えた影響等について協議するとともに、日本警察とシンガポール警察庁との間の良好な関係を更に発展させていくことについて確認。

2 国際的なサイバー犯罪対策の現状についての視察

IGCI（Interpol Global Complex for Innovation）を訪問し、同機関に設置されるサイバー・フュージョン・センター等を視察するとともに、日本警察より出向中の警察官を督励。

3 統合型リゾートの視察等

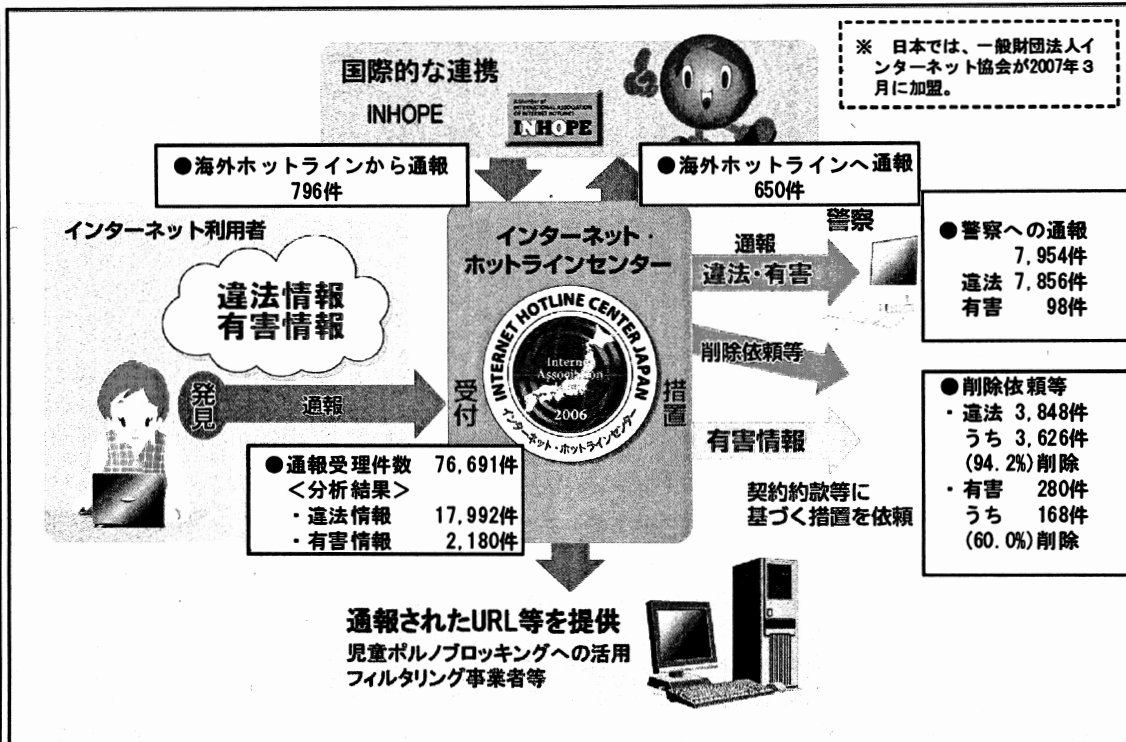
IR（Integrated Resort）を訪問し、入場システム、遊技場等について視察を行うとともに、別の機会において、ラジャ・クマール・シンガポール警察庁副長官（元カジノ規制庁長官）等と懇談し、カジノ合法化による治安への影響とその対策等について意見交換を実施。

1 運用状況

(1) 通報受理状況

- センターが受理した通報件数は76,691件（前年同期比+15,033件）。
- 違法情報は17,992件（+3,978件）、有害情報は2,180件（+346件）。
- 警察への通報件数は7,954件（-1,178件）。

1 頁



※ INHOPEとは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、1999年に設立。2014年9月末時点で51団体（45の国・地域）が加盟。通報受理件数のうち796件は、INHOPE加盟団体からの通報。

(2) 通報処理状況

センターからサイト管理者等に対して削除を依頼した違法情報3,848件のうち3,626件（94.2%、前年同期比-1.8P）が削除、有害情報280件のうち168件（60.0%、-27.7P）が削除。

2 頁

2 センターからの通報に基づく検挙状況

センターから通報を受けた違法情報に係る検挙件数は377件（前年同期比-257件）。

2 頁

3 今後の対策

- (1) 関係機関・団体等との連携を図りつつ、社会情勢に対応した違法情報・有害情報対策を推進。
- (2) 悪質性の高い情報に重点を指向しながら違法情報・有害情報の取締りを継続的に推進。

警察庁が業務を委託しているインターネット・ホットラインセンター（IHC）では、インターネット上の危険ドラッグに関する広告を次のとおり、違法情報・有害情報に追加するホットライン運用ガイドラインの改訂を行い、運用を開始する。

1 改訂に至る経緯

IHCでは、近時、危険ドラッグの吸引等による重大な交通事故や乱用者の死亡事案等が全国各地で発生しているところ、インターネット上においても危険ドラッグが販売され、容易に入手できる状況にあることなどに鑑み、通信事業者、弁護士等で構成されるホットライン運用ガイドライン検討協議会（委員8名）の開催、パブリックコメントの実施を経て本改訂に至ったもの。

2 改訂の概要

(1) 違法情報への追加

① 指定薬物、及び

② 指定薬物に指定され、その厚生労働省令の公布から施行までの間にある未承認医薬品

の広告

(2) 有害情報への追加

上記①又は②に係る製品と類似の名称若しくはパッケージ画像等が記載されている未承認医薬品の疑いのある広告

3 警察への通報及びサイト管理者等への削除依頼の方法

違法情報・有害情報のうち、国内のサーバに係るものについては、IHCから警察庁及び厚生労働省に通報するとともに、サイト管理者等への削除依頼を実施。

なお、厚生労働省では、現在、薬物に係る違法情報・有害情報については、海外サーバに係るものも含め、委託事業者（インターネット上の違法な医薬品販売の監視・違法な情報の削除依頼等を行っている米国の民間会社）を通じサイト管理者等に削除依頼等を実施していることから、海外のサーバに係るものについては、IHCから厚生労働省に通報する。

4 運用開始

平成26年10月23日から運用を開始する。

1 国際協力の重要性

国際テロ対策上、関係国の治安情報機関との信頼関係の構築及び質の高い情報の交換は不可欠。また、関係国を支援しその能力向上を図ることも必要。このため、警察では、国際協力を推進し、我が国における国際テロの未然防止に万全を期している。

2 具体的な取組

(1) 招へい事業

ア 二国間テロ対策協議

- 海外の治安情報機関幹部等を招へいし、協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を実施。(これまで34か国を招へい)
- 本年度は、中央アジア、中東等の各地域から計6か国を招へい。

イ 地域テロ対策協議

- 一定地域の情勢把握等を目的に、当該地域に属する国の治安情報機関幹部を本邦に招へい。(これまで40か国等を招へい)
- 本年度は、北アフリカ・サヘル地域から4か国を招へい。

ウ 国際テロ対策セミナー（JICAとの共催）

アジア、中東、アフリカ、中南米等の治安情報機関担当者を招へいし、研修を実施。講義のほか科警研や機動隊等の関連施設も視察。(これまで45か国を招へい)

(2) 二国間テロ対策定期協議

- 海外の治安情報機関と相互訪問形式で定期的に協議を実施。
- このほか、外務省主催の協議に参加し、情報交換等を実施。

(3) 多国間テロ対策協議

ア ローマ/リヨン・グループ・テロ対策実務者サブグループ

主要国首脳会議参加国のテロ対策実務者による情報交換の場で、年2回開催。テロ脅威評価の策定、ベストプラクティスの作成等を実施。

イ 日・ASEANテロ対策対話

日・ASEAN首脳会議において開催に合意した会議。我が国及びASEAN側主催国が共同議長となり、各国のテロ対策担当部局関係者が出席して開催。

公安委員会 説明資料No. 10	「埼玉県川口警察署管内における ゲリラ事件」の発生について	平成26年10月23日 公安課 警備課
<p>1 発生日時 平成26年10月20日（月）午前1時00分ころ</p> <p>2 発生場所 埼玉県川口市西青木3丁目に所在するマンションの外階段</p> <p>3 被害状況 (1) 人的被害 なし (2) 物的被害 発生場所に隣接する会社の外壁に着弾痕あり</p> <p>4 被疑者 捜査中</p> <p>5 遺留品 発射筒 等</p> <p>6 警備措置 関係施設に対する必要な措置を講じている</p>		